

唐津市人権のまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、全ての市民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくり（以下「人権が尊重される社会づくり」という。）を進めるにあたって市及び市民（事業者）の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項等を定めることにより、部落差別（同和問題）及び女性、子ども、高齢者、障害者等の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が尊重される社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、国、県、関係機関等と連携協力し、行政のあらゆる分野において、教育及び啓発をはじめとした人権が尊重される社会づくりを進めるための施策（以下「人権施策」という。）を実施するものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

2 市民は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、従業員その他の関係者の人権を尊重しなければならない。

2 事業者は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、従業員の意識の高揚を図る等、その事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第5条 市長は、人権施策を実施するための基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、第9条第1項の唐津市人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(人権侵害行為の禁止等)

第6条 何人も、不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。以下「人権侵害行為」という。）をしてはならない。

- 2 市は、人権侵害行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及をはじめとした教育及び啓発を積極的に行うものとする。
- 3 市は、人権侵害行為を受けたものに対して、相談対応その他必要な支援を行うものとする。

(相談体制)

第7条 市は、人権侵害行為を受けた者、その家族その他関係者の人権に関する問題についての相談体制の充実に努めるものとする。

(インターネット上の誹謗中傷等の防止)

第8条 市は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、次の各号に掲げることに取り組むものとする。

(1) インターネット上の誹謗中傷等（インターネットを利用して、プライバシーの侵害に該当する情報、誹謗中傷に該当する情報その他の他人の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為を助長し、若しくは誘発する情報（以下「人権侵害情報等」という。）を発信することをいう。次号において同じ。）を防止するために必要な教育及び啓発に関すること。

(2) 市民に関し、又は市民によりインターネット上の誹謗中傷等が行われた場合であって、人権侵害情報等の送信を防止する措置を講ずる権限を有する者等に対して市が人権侵害情報等の削除を要請することが必要と認められるときに、当該人権侵害情報等の削除に向けた必要な措置を講ずること。

(唐津市人権施策推進審議会)

第 9 条 市長の諮問に応じ、人権施策の推進に関する重要事項について調査審議させるため、唐津市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（補則）

第 10 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（唐津市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例の廃止）

2 唐津市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例（平成 17 年唐津市条例第 360 号）は、廃止する。

（唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年条例第 47 号）の一部を次のように一部改正する。

別表（第 2 条関係）から

部落差別撤廃・人権擁護審議会委員	日額 5,500 円
------------------	------------

を削除し

人権施策推進審議会委員	日額 5,500 円
-------------	------------

を加える。

（経過措置）

4 基本方針が策定されるまでの間は、唐津市人権教育・啓発基本方針（平成 21 年策定、平成 31 年第 1 次改訂）を第 5 条第 1 項に規定する基本方針とみなす。